

出席停止（公欠扱い）となる学生の症状等／証明書の提出

2022/9/26

症状など	手続き（報告、連絡、相談）	その場合の出席停止期間と条件（公欠扱い）
新型コロナウィルス感染者、PCR陽性	<p>感染が確認され次第学校に電話で報告する。 082-263-7177</p> <p>新型コロナウィルス感染症と診断された方へ 広島県感染症・疾病管理センター（ひろしまCDC） https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-kanjya.html</p>	<p>出席停止解除の基準を満たすまで。 (医師や保健所の指示に従う)</p> <p>検査キットによる検査（自費）により療養期間短縮を希望する場合は、学校が陰性を確認後に許可する。</p> <p>※療養証明の提出をもって公欠とする。</p> <p>新型コロナウィルス感染症にかかる療養証明について 広島県感染症・疾病管理センター（ひろしまCDC） https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-ryouyouyoushmei.html</p>
濃厚接触者に該当する人 【濃厚接触者】 1. 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内※等を含む）があった方 2. 手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった方 3. 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方 4. 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた方	<p>必ずかかりつけ医または「受診・相談センター」に相談し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市 082-241-4566 ・呉市 0823-22-5858 ・福山市 084-928-1350 ・それ以外の市町 082-513-2567 	<p>出席停止解除の基準を満たすまで。 (医師や保健所の指示に従う)</p> <p>検査キットによる検査（自費）により待機期間短縮を希望する場合は、学校が陰性を確認後に許可する。</p>
感染あるいは濃厚接触の疑いがある人	<p>指示内容をチューターに電話またはメールで報告する。</p>	
強いだるさ・息苦しさ・高熱等の強い症状のいずれかがある人	<p>症状が出た日から4日間 以後、症状が完全に改善した翌日まで (医師や保健所の指示に従う)</p>	
37. 5度以上の熱がある人	<p>新型コロナウィルス感染症患者の濃厚接触者について 広島県感染症・疾病管理センター（ひろしまCDC） https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-noukou.html</p>	
風邪の諸症状がある人（咳、鼻水等）	<p>症状が完全に改善した翌日まで (医師や保健所の指示に従う)</p>	
同居者に37.5度以上の熱がある人	<p>同居者に症状が出た日から4日間 以後、同居者の症状が完全に改善した翌日まで (医師や保健所の指示に従う)</p>	
重症化のリスクが高い人	<p>重症化のリスクが高い人とは、医療的ケアを必要とする人で、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のある人や、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている人、妊婦の人など。 医師の指示内容をチューターに電話またはメールで報告する。</p>	医師に相談して個別に判断する
入国（帰国）した日の過去14日以内に 『入管法に基づく入国制限対象地域（※1）』に滞在歴のある人	<p>該当者は直ちに学校に電話で報告する。 082-263-7177</p>	<p>入国（帰国）の次の日から起算して14日間 (PCR検査結果が陰性の場合も同じ)</p>

「受診・相談センター」の連絡先（厚生労働省のサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

出入国在留管理庁

https://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html